



まゆみ行政書士事務所では

- もしもの備え、人生を豊かに生きるためにも、一緒にエンディングノートを作ってみませんか。
- 公正証書遺言に関する相談・文案の作成、必要書類の収集等はお任せ下さい。
- 近親者を頼れない方、死後事務委任契約という選択肢があります。

行政書士に お願いできることって何ですか？

もしものとき、大切な人に 迷惑をかけないために

離れて暮らす娘から、何かあったら家や保険こと、どうしたらいい？と聞かれ、ドキッ。



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

相続のお悩み解決

亡くなった父の相続手続き、認知症の母とは遺産分割協議が行えず、どうしたらいいの？



身近に頼れる親族がいない。 遺品の整理・処分は誰が？

遺品は相続財産、相続人がいなければ遺品の整理は行えません。相続人がいない場合、「相続財産管理人の選任」の申立てが必要です。

※相続財産管理人が選任されないケースもあります。

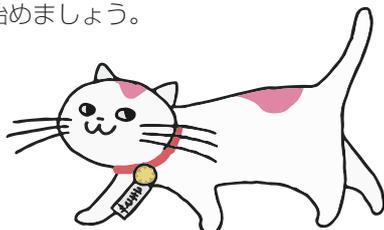
遺言・相続に関することなら

『終活』

終活の目的は、2つあります。

- ・自分が亡くなったとき、家族や周囲の人に迷惑をかけないようにするため
- ・現在の自分を見つめ、これからの人生を自分らしく生きるため

終活に興味を持ち、動き始めることで、その後の人生が今以上に輝きはじめます。いつ始めても、早いということはありません。自分の身体や認知機能が衰える前に始めましょう。



『もしもの準備』

このような場合は、家庭裁判所に「後見人の選任の申立て」をすることになります。判断能力が低下した後に、とり得る手段は「法定後見制度」を利用するしかないと思われます。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人（保佐人・補助人）が、お母様に代わって遺産分割協議に参加しお母様の財産管理をお亡くなりになるまですることになります。

※お父様があらかじめ遺言書を作成することでスムーズに相続手続きができるケースがあります。



『死後事務委任契約』

近親者を頼れない人でも安心して余生を過ごすための選択肢のひとつです。亡くなった後の事務をお願いする手続きです。

- ・亡くなった後の親族等関係者への連絡
- ・葬儀・納骨のこと
- ・家財道具等の処分
- ・行政への届出に関すること等
- ・高齢者施設の解約・明け渡し
- ・金融機関口座の解約
- ・電気ガス水道の公共料金の支払い停止
- ・居住用の賃貸物件の解約・明け渡し
- ・形見分け
- ・SNS アカウントの削除
- ・団体や会員サービスの退会手続き ,etc.



まゆみ行政書士事務所

〒921-8043 金沢市西泉1丁目49番地 メーム西泉Ⅱ 106号

Mail mayumi2020@spacelan.ne.jp

☎076-243-7714

